

議案第 15 号

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31
年板橋区条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（徴収業務に従事する者については、日額及び月額）」
を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

額の種別		時間額	日 額	月 額
職員の種別				
医療業務に従事する者		11,000 円	31,000 円	568,000 円
医療業務以外 の業務に従事 する者	特に高度な知 識経験又は資 格を要する業 務に従事する 者		31,000 円	350,000 円
	その他の者	2,000 円	21,000 円	256,000 円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

医療業務に従事する非常勤職員の時間額及び日額の報酬上限額を定め、

徴収業務に従事する非常勤職員の区分を削除する必要がある。